

7 保育・教育

◆ 保育所等（令和7年4月現在）

保護者の就労や疾病等「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難な場合、市内 82 か所の保育所でお子さんをお預かりします。

また、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園や、主に3歳未満児で定員 19 人までの小規模保育事業所等でもお子さんをお預かりします。

・保育時間

保育標準時間認定の方：最大で 11 時間

保育短時間認定の方：最大で 8 時間

▷保護者の就労時間の都合などで、特に必要な場合に限り時間を定めて延長しています。

・保育料

各世帯の市区町村民税の課税状況により決まります。

4月～8月分については前年度の市区町村民税の課税状況によって、9月～翌年3月分については当年度の市区町村民税の課税状況によって決まります。

（4月1日時点で3歳以上児及び市区町村民税非課税世帯の3歳未満児については、令和元年10月から無償化。ただし、3歳以上児については、副食費として施設で定める金額を徴収します）

保育幼稚園課 ☎823-4012

◆ 放課後児童クラブ

保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない小学校1～6年生を対象に、放課後から午後6時まで市立35小学校で放課後児童クラブを開設しています。

子ども育成課 ☎823-9482



=家庭の事情などで子どもを育てることができないとき=

◆ 乳児院・児童養護施設

保護者のいない子どもや、家庭のさまざまな事情で子どもを育てられないとき、親にかわって子どもを養育する施設です。

子ども家庭支援センター ☎823-1212

=教育=

◆ 幼稚園等（令和7年4月現在）

市内には幼稚園が4園あります（認定こども園を除く）。

幼稚園は、就労等による保育の必要性を問わず、満3歳以上からお預かりする施設で、小学校就学前の子どもの心身の発達を図りながら、人間形成の基礎を培っています。

お仕事等により預かり保育を実施している園もあります。

・利用料

年齢、利用施設や事業によって、無償化給付の対象になる場合があります。

保育幼稚園課 ☎823-4012

◆ 就学援助制度

小・中学校等に経済的な理由によって就学困難な世帯に対して、学用品の購入費、入学に係る学用品やランドセルなどの購入費（新入学準備費）、修学旅行費、給食費などの援助をしています。

在学する各小・中学校・義務教育学校
または 青少年・事務管理課 ☎823-9468

◆ 高知県高校生等奨学給付金

高等学校等に入学されたお子様のいる生活保護（生業扶助）受給世帯または非課税世帯等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。

高知県教育委員会 高等学校課 ☎821-4851